

星ふるヴィレッジTENGU VR環境整備事業
公募型プロポーザル実施要領

一般財団法人 天狗荘

1 業務の概要

(1) 業務名

星ふるヴィレッジTENGU VR環境整備事業

(2) 業務の趣旨及び目的

四国カルスト県立自然公園内に位置する「星ふるヴィレッジTENGU」は、ホテル・レストラン・ショップ等を有しており、令和3年度には星をコンセプトに悪天候時でも観光客や宿泊客が楽しめるようプラネタリウムが整備された。

当施設は、津野町有施設を指定管理により（一財）天狗荘が運営しており、津野町においても単なる宿泊施設ではなく、地域の重要な観光拠点施設として位置づけられている。

また、津野町は「空気がきれい」、「光害が少ない」など満天の星が見える条件が揃っており、プラネタリウムも整備されている。その星の魅力をプラネタリウムとは違うVR設備で伝えられるよう事業者の自由な発想により番組を制作し、四国カルスト天狗高原及び津野町への来訪及び再訪と滞在時間の延長を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「星ふるヴィレッジTENGU VR環境整備事業 仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日 から 令和7年3月21日（金）まで

2 見積限度額

金6,468,000円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。

3 審査委員会の設置

別途定める「星ふるヴィレッジTENGU VR環境整備事業公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 企画提案者の決定方法

公募型プロポーザル方式

5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書等及び企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーシ

ョンの内容を審査する審査委員会を設置する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

なお、業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではない。選定後に、候補者と当法人は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。10日以内（当施設の定休日（水曜日）を除く。）に交渉が整わない場合は、審査の結果、次点とされた者が、改めて当法人と交渉を行う。

6 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

- (1) 本事業の受託選定は、単体企業、又は代表企業と構成企業からなる事業共同体の組織とする。
- (2) 事業共同体の結成要件
 - ①自主的に結成された事業共同体であること。
 - ②本事業の履行に必要な要員を配置できる者であること。
 - ③事業共同体の構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の事業共同体の構成員となることはできない。
- (3) 単体企業及び事業共同体の各構成員の参加資格要件
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ②高知県及び津野町から指名停止措置を受けていない者であること。
 - ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
 - ④法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
 - ⑤津野町暴力団排除条例（平成23年3月9日条例第9号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。

7 質疑と回答

質疑は、令和6年11月8日（金）午後5時までに質疑書（様式第1号）により持参又は郵送（必着かつ書留郵便又は配達証明に限る）若しくはFAX、電子メールで受け付ける。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は当施設のホームページに掲載する。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（様式第2号）に参加資格審査書類を添えて申込を受け付ける。申込に当たって提出する書類は次表のとおり。

[提出書類、様式及び提出部数等]

	提出書類の名称	用紙規格	提出部数
1	参加申込書 様式第2号	A4縦方向	1部
2	法人概要 様式第3号	A4縦方向	1部
3	納税証明書（法人税）（原本） ※滞納が無いことの証明書 発行3か月以内のもの ※電子納税証明書は不可		1部
4	納税証明書（消費税および地方消費税）（原本） ※滞納が無いことの証明書 発行3か月以内のもの ※電子納税証明書は不可		1部
5	宣言・確約書 様式第4号	A4縦方向	1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）又は持参

② 提出期限

令和6年11月14日（木）午後5時（必着）

③ 提出先

〒785-0504 高知県高岡郡津野町芳生野乙4921-22

一般財団法人 天狗荘 担当：久保

(2) 資格要件の確認

当法人において申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を審査する。申込者の資格要件の審査が完了したら、確認結果を令和6年11月15日（金）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、当法人が通知をした日の翌日から起算して5日（当施設の定休日（水曜日）を除く。）以内に、書面により、当法人に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。
- ② 当法人は説明を求められたとき、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（当施設の定休日（水曜日）を除く。）以内に書面により回答する。

9 企画提案書等の作成

(1) 提出書類は次表のとおりとする。

書類名	様式	部数
①企画提案書表紙	様式第5号	正本1部、副本5部
②企画提案書	任意様式	
③本業務に関する類似業務実績	様式第6号	
④経費見積書	任意様式	

(2) 企画提案書の内容

企画提案書には、「星ふるヴィレッジTENGU VR環境整備事業 仕様書」に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、仕様書に記載している目的、業務内容を踏まえた提案を記載するとともに、本事業の実施体制及びスケジュールを記載すること。

(3) 提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る）又は持参

(4) 提出期限

令和6年11月29日（金）午後5時（必着）

(5) 企画提案書などの提出

- ①企画提案書は1社1提案までとする。
- ②A4縦、横書き、文字サイズ10.5pt以上を基本とし、各頁の番号を記載すること。ただし、必要に応じてA3版（Z折）を含めても差し支えない。
- ③枚数は20頁以内の構成とすること。
- ④表紙、裏表紙、目次は上記の枚数には含まない。

(6) 企画提案をするにあたっての留意事項

- ①企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めない。
- ②提出された企画提案書が次項に該当するときは、無効となる場合がある。
 - ・企画提案書の内容が本要領の規定に適合しないもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの

10 審査

星ふるヴィレッジTENGU VR環境整備事業公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、別途定める「星ふるヴィレッジTENGU VR環境整備事業公募型プロポーザル審査要領」のとおり審査を行う。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会開催日の翌々日を目途に、全ての参加者に文書を発送します。

なお、本件に関して情報の開示請求があった場合は津野町情報公開条例に準じて対処するものとします。

12 日程

項 目	日 程
募集要領の提示	令和6年11月 1日 (金)
質疑書提出期限	令和6年11月 8日 (金) 午後5時必着
参加申し込み期限 (書面)	令和6年11月14日 (木) 午後5時必着
参加資格の確認通知	令和6年11月15日 (金)
企画提案書の提出	令和6年11月29日 (金) 午後5時必着
審査委員会 (書類審査、プレゼンテーション)	令和6年12月 2日 (月) (予定)
契約相手方決定、契約	令和6年12月 上旬
業務の完了	令和7年 3月21日 (金)

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写 (当法人及び審査委員会での使用に限る。) する。
- (3) 提出された企画提案書は、津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象文書になる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を様式第7号により提出すること。開示・非開示の判断は様式第7号に基づき行うものではなく、様式第7号を参考に、同条例に基づき当法人が客観的に判断する。

14 その他

- (1) 参加申し込み受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届 (任意様式) を提出すること。辞退することによって、今後、当法人との契約等において不利益な取扱いをすることはない。
- (2) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類に用いる言語は日本語、基本通貨単位は日本円とする。
- (4) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがある。
 - ① 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、当法人職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

- ③ プロポーザルの手続きの過程で、津野町暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (5) 審査結果や選定内容に対する異議は一切受け付けない。

15 問い合わせ先（送付先）

〒785-0504 高知県高岡郡津野町芳生野乙 4921-22

一般財団法人 天狗荘 担当：久保

電話：0889-62-3188

Fax：0889-62-3090

E-mail：shain@tengusou.com

以上